

【事実婚の夫婦の方の申請について】

事実婚の夫婦の方が助成金の申請をする場合は、以下の事項をご確認ください。

1. 必要書類について

年度内最初の申請時には以下の書類が必要です。

- ① 夫婦それぞれの戸籍事項全部証明書（戸籍謄本）
- ② 住民票の写し（市外居住者のみ）
- ③ 事実婚関係に関する申立書

※「事実婚関係に関する申立書」は申請の都度提出が必要。

2. その他

重婚でないことおよび治療の結果、出生した子について認知を行う意向がある場合に助成対象となります。（治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを「事実婚関係に関する申立書」により確認いたします。）